

第19章 司法

19-1 刑事事件

(単位 人)

年次・区分	受理			既済	未済	
	総数	旧受	新受			
盛岡地方裁判所 本庁	平成 30年	584	64	520	492	92
	令和 元年	612	92	520	486	126
	2年	667	126	541	547	120
	3年	781	120	661	704	77
	4年	772	77	695	682	90
	(令和4年内訳)					
	訴訟	259	75	184	171	88
その他の事件	513	2	511	511	2	
盛岡簡易裁判所	平成 30年	1,936	30	1,906	1,926	10
	令和 元年	1,905	10	1,895	1,884	21
	2年	1,929	21	1,908	1,911	18
	3年	1,949	18	1,931	1,945	4
	4年	1,654	4	1,650	1,649	5
	(令和4年内訳)					
	訴訟	2	—	2	2	—
略式事件(道路交通法違反等)	295	3	292	295	—	
略式事件(上記以外)	220	1	219	215	5	
その他の事件	1,137	—	1,137	1,137	—	

資料 盛岡地方裁判所

- 注) 1 「旧受」は前年以前に受付、「新受」は当該年受付、「既済」は当該年終了事件、「未済」は持ち越し事件、「訴訟」は第一審及び再審事件のことである。  
 2 道路交通法違反等は、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反のことである。

19-2 裁判員裁判対象事件の概況

(単位 人、%)

年次	新受人員	裁判員候補者 名簿登録数(a)	選定された 裁判員候補者の数	選任された 裁判員の数(b)	選任された補充 裁判員の数(c)	選任率 (b+c) / a
平成 30年	5	1,200	395	24	8	2.67
令和 元年	6	1,200	235	18	6	2.00
2年	4	1,200	730	30	10	3.33
3年	8	1,200	415	30	10	3.33
4年	5	1,100	565	31	10	3.73

資料 最高裁判所事務総局「令和4年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料」

注) 「新受人員」とは起訴された員数のことである。

19-3 民事事件

(単位 件)

年次・区分	受理			既済	未済	
	総数	旧受	新受			
盛岡地方裁判所 本庁	平成 30年	3,311	1,074	2,237	2,216	1,095
	令和 元年	3,425	1,095	2,330	2,327	1,098
	2年	3,150	1,098	2,052	2,161	989
	3年	3,111	989	2,112	2,049	1,062
	4年	3,145	1,062	2,083	2,112	1,033
	(令和4年内訳)					
	控訴	12	3	9	9	3
第一審訴訟	354	153	201	220	134	
破産	465	120	345	333	132	
行政第一審訴訟	9	3	6	3	6	
その他の事件	2,305	783	1,522	1,547	758	
盛岡簡易裁判所	平成 30年	1,723	127	1,596	1,557	166
	令和 元年	1,738	166	1,572	1,600	138
	2年	1,590	138	1,452	1,456	134
	3年	1,362	134	1,228	1,244	118
	4年	1,194	118	1,076	1,065	129
	(令和4年内訳)					
	第一審訴訟	496	72	424	401	95
調停	108	29	79	84	24	
その他の事件	590	17	573	580	10	

資料 盛岡地方裁判所

- 注) 1 盛岡地方裁判所本庁...第一審訴訟～通常訴訟、手形・小切手訴訟  
 2 盛岡簡易裁判所 …第一審訴訟～通常訴訟、手形・小切手訴訟及び少額訴訟

第19章 司法

19-4 家事審判事件

(単位 件)

年次・区分	受理			既済	未済
	総数	旧受	新受		
平成 30年	3,101	150	2,951	2,894	207
令和 元年	3,089	207	2,882	2,924	165
2年	3,109	165	2,944	2,781	328
3年	3,325	328	2,997	2,839	486
4年	3,392	486	2,906	3,124	268
(令和4年内訳)					
別表第一事件	3,333	456	2,877	3,084	249
別表第二事件	59	30	29	40	19

資料 盛岡家庭裁判所

注) 1 盛岡家庭裁判所本庁における件数である。

2 「旧受」は前年以前に受付、「新受」は当該年受付、「既済」は当該年終了事件、「未済」は持ち越し事件、「別表第一事件」は専ら審判の対象、「別表第二事件」は審判と調停の双方の対象のことである。

19-5 家事調停事件

(単位 件)

年次・区分	受理			既済	未済
	総数	旧受	新受		
平成 30年	831	304	527	605	226
令和 元年	703	226	477	515	188
2年	712	188	524	460	252
3年	675	252	423	429	246
4年	696	246	450	477	219
(令和4年内訳)					
別表第二事件	425	153	272	289	136
別表第二以外の事件	271	93	178	188	83

資料 盛岡家庭裁判所

注) 盛岡家庭裁判所本庁における件数である。

19-6 少年保護事件

(単位 人)

年次・区分	受理			既済	未済
	総数	旧受	新受		
平成 30年	204	28	176	173	31
令和 元年	173	31	142	154	19
2年	159	19	140	139	20
3年	142	20	122	121	21
4年	150	21	129	123	27
(令和4年内訳)					
一般保護事件	122	19	103	100	22
道路交通法違反	28	2	26	23	5

資料 盛岡家庭裁判所

注) 盛岡家庭裁判所本庁における人員である。